

厚岸町条例第6号

厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例

厚岸町介護サービス事業条例（平成12年厚岸町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション

第3条各号列記以外の部分中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改め、同条第1号に次のように加える。

オ 前条第5号の事業を行う事業所の名称 町立厚岸病院指定通所リハビリテーション事業所及び町立厚岸病院指定介護予防通所リハビリテーション事業所

第3条第2号イ中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改める。

第4条第1号中「第15条の2第1項第1号」を「第15条の2第1項第5号」に改め、同条第2号及び第4号中「第15条の2第1項第1号」の次に「及び第5号」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 第2条第5号に規定する事業 居宅要介護被保険者、居宅要支援被保険者及び生活保護法第15条の2第1項第1号及び第5号の介護扶助に係る者

第6条第1項に次の1号を加える。

(5) 第4条第5号に規定する者

- ア 法定代理受領（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費（法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費をいう。以下この号のアにおいて同じ。）に該当する居宅サービスを利用したときは、当該居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額（法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。）から居宅介護サービス費の額を控除して得た額とする。
- イ 法定代理受領（法第53条第4項に規定する介護予防サービス費（法第53条第1項に規定する介護予防サービス費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費をいう。以下この号のイにおいて同じ。）に該当する介護予防サービスを利用したときは、当該介護予防サービスに係る介護予防サービス費用基準額（法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。）から介護予防サービス費の額を控除して得た額とする。
- ウ 法定代理受領に該当しない居宅サービスを利用したときは、当該居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額とし、当該介護予防サービスに係る介護予防サービスを利用したときは、介護予防サービス費用基準額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。